

条例名	施設等の名称	区分		改正前 ～R5.9.30	改正後 R5.10.1～
下川町公の施設の設置 及び管理に関する条例	美桑が丘	美桑が丘	1人1回	206円以内	209円以内
		美桑が丘管理棟 会議室	4h以内	206円以内	209円以内
			1h(延長)	51円以内	55円以内

※料金には消費税及び地方消費税が含まれています。

※端数処理の方法が「10年未満」から「1円未満」切捨てに変わるため、請求金額が円単位に変わります。